

Nabeshima

Labor management



マイナンバーカードが健康保険証として利用できます (2021年3月1日施行)

オンライン資格確認が導入されている医療機関、薬局で、マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります。

- 就職や転職など資格取得や喪失の手続が完了次第、病院や薬局でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすだけで被保険者資格が確認され、健康保険証の発行を待たずに受診が可能となります。(暗証番号の入力でも可能)
- 手続を行わなくても、高額療養費の限度額認定の適用を受け、窓口での支払いが限度額までとなります。
- マイナポータルで、自分の薬剤情報、特定健診情報が確認できます。(2021年10月からの予定)
- 本人の同意があれば、初めての医療機関等でも今までの薬剤情報などを医師と共有することが可能になります。
- マイナポータルからe-Taxに連携することになるため、医療費の領収書を保管することなく確定申告ができるようになります。(2021年分の確定申告から)



※マイナンバーカードを保険証として使用するためにはマイナンバーカードの交付を受けた後に、マイナポータルで申し込みを行なうことが必要です。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関や薬局は「マイナ受付」に対応しているステッカーやポスターが掲示されます。

「同一労働同一賃金」が中小企業に適用されます (2021年4月1日施行)

正社員と契約社員、パート労働者の処遇が異なる場合、業務内容や責任の度合いに着目して、合理的な説明がつくかどうかを判断する基準になります。

正社員には通勤手当を支給しているが、パートには支給していないなど、不合理となりますので見直しが必要です。

36協定届の本社一括届出が可能に (2021年4月1日施行)

事業場ごとに労働者代表が異なっている場合でも、電子申請で届出をする場合に限り本社一括届出が可能になります。労使協定の「締結」は従来通り事業場ごとに行います。

36協定は就業規則と同様に従業員への周知が必要とされています。従業員が内容を確認したいと思ったときにいつでも確認できる状態になっていることが必要です。

また、4月より36協定の届出様式が変更になります。

《筆者：小池》

お知らせ

- 令和3年3月分から健康保険料・介護保険料が改定されます。4月に支払う給与より変更になります。
健康保険料【変更前】49.4/1000 ☐ 【変更後】49.35/1000 ↓ (栃木県)
介護保険料【変更前】8.95/1000 ☐ 【変更後】9.00/1000 ↑
- 雇用調整助成金の特例措置 令和3年2月28日 ☐ **令和3年4月30日までに延長**
- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたことにより健康被害が生じた場合、ワクチン接種を受けることが業務によるものと認められる場合には労災保険給付の対象になります。
- 令和3年4月以降はハローワークへの高齢者・育児休業給付金の初回口座登録において、通帳の写しの添付が必須となります。

自然との共生



わたしのひとこと

昨年の12月、新年の1月、そして2月にかけて私の山行訓練場所が地元の「古賀志山」になっています。30分足らずで行ける場所であり、岩場、鎖場もあり、アルプスに劣らないような山道もあって変化に富んでいるからです。一時は、「年金山」とも呼ばれ、定年退職者の場所とも言われていましたが、今は多くの登山者がバス等で来ています。昨今、この山を管理していただいているNPO法人「古賀志山を守ろう会」の皆さんのおかげで、標識があちこちに立ち、休憩箇所には腰が下ろせるようにとベンチが置かれ整備されました。

この事は地元紙の「下野新聞」等でも度々取り上げられていました。山を愛する人達に「楽しんでいただきたい」という心が伝わってきて、本当に有難く感謝しながら楽しませていただいています。「人のために…」という志、現代社会では遠のいてきているのではないのでしょうか？

鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

